

生 衛 第 599 号
令和 5 年 11 月 2 日

各保健所長 殿

保健医療部長

水質検査結果の適切な取扱いについて

先般、県内の水道事業者において、下記のとおり、水質検査で水質基準を超えた値が検出されたにも関わらず、直ちに必要な対策がなされなかった事例が発生しました。

保健所による臨時の立入検査を実施したところ、水質基準に対する認識不足、水質検査結果の不適切な取扱い及び杜撰な管理が確認されました。このような事例は水道事業者としてあってはならないことであり、水道技術管理者の監督のもと適正な管理を実施していただく必要があります。

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）において、水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため必要な対策を講じることとされています。

また、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け健水発第 1025 第 1 号）において、水質異常の情報を把握した場合には、直ちに厚生労働省あて報告することとされています。

つきましては、貴管内の大臣認可を含むすべての水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者へ対し、水質の適正な管理、検査結果の取扱いを含む管理体制及び県生活衛生課等関係機関への連絡体制を再度確認するよう周知方よろしく申し上げます。

記

- ・定期検査及び臨時検査において塩素酸の検査結果が基準値を超過していたが、原因究明や低減措置を行うことなく漫然と検査を繰り返すのみであった。
- ・検査結果が基準値を超過していたが、管轄保健所に報告をしていなかった。

(水道法第四条)

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

(「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」 抜粋)

第2 水質異常時の対応について

1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。その際、初回及び再検査の結果を双方とも破棄せず保存し、どちらの検査結果を正式な結果として採用したかの記録を残すこと。また、分析操作に不備があったと考えられる等合理的な理由がある場合には、再検査の結果を正式な結果とすることができるが、原則として初回の結果を水質検査の正式な結果とすること。

4 新基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。